

ヤミ金融110番について

平成27年11月20日

全国ヤミ金融・悪質金融対策会議

代表幹事 弁護士 宇都宮 健 児
事務局長 弁護士 三 上 理

全国ヤミ金融・悪質金融対策会議では、平成27年11月22日（日）午前10時～午後5時、ヤミ金融110番（電話による無料相談）を実施します。その後、12月9日（水）には、全国ヤミ金融一斉告発を予定しています。

ヤミ金融とは、貸金業登録をしているかどうかを問わず、高利（出資法違反）の貸付をしている者をいいます。

例えば、

- ・ヤミ金融から借入をした。利息が高くて、とても返済できない。
 - ・勤務先・家族・親戚などに取立の電話がかかってくる。
 - ・家族がヤミ金融から借入をしてしまった。
 - ・相手の住所や正確な名称も知らない。携帯電話番号しか分からない。
 - ・通帳・印鑑などを渡してしまった。
 - ・手形・小切手を渡してしまった。
 - ・クレジットカードのショッピング枠の現金化をした。
 - ・質屋のはずだが、ほとんど価値のない物が質物になっている。
- などのご相談がありましたら、ぜひ、お電話下さい。

ヤミ金融110番 （電話による無料相談）

平成27年11月22日（日）10:00～17:00

03-3818-5690 ※当日のみの電話番号です。

相談料 無 料 ※通話料金はかかります。